



平成29年度 阿賀野市



阿賀野市イメージキャラクター
「ごぼっちょ」

虹の架け橋住宅取得支援事業

受付開始日：平成29年4月17日（月）から（土・日・祝日除く）

申請：新築・改築の場合は、工事着手前に事前に申請が必要です。

中古・建売住宅購入の場合は、契約締結後3か月以内に申請が必要です。

事業完了期限：補助金交付決定日以降から平成30年3月30日（金）まで

なお、期限までに完了しない場合は要相談。

ただし、予算枠に達した場合、受付期間中でも受付を終了します。

1. 阿賀野市虹の架け橋住宅取得支援事業の概要

子育て世代及び多世代の定住化を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、市内に住宅を取得する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者（次の事項が全て該当する方）

①補助金の交付を申請する年度の4月1日現在において、年齢が満45歳未満の方。

②自ら居住の用に供するために本市に住宅を取得し、かつ、当該住宅に2名以上で居る方。

③過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない方。

④住宅の取得が公共補償等によらない方。

⑤市税を滞納していない。ただし、転入者にあっては、転入前の市町村税に滞納がない方。

※なお、自己の名義で当該住宅の登記をすること。（共有名義で登記する場合には、申請者が2分の1以上の持分を有すること。）

3. 補助金額

補助金額については、次の表の区分により算出した額を合算した額です。

この場合、それぞれの区分において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。なお、契約金額については土地代金を除きます。

☆転入者の方（対象要件の全て該当で 最高100万円）

補助対象経費	区分		補助上限額	
住宅（新築、改築 ^{※1} 、 建売住宅及び中古住宅）の取得	基本額		契約金額×1% 10万円	
	加算額	転入者に該当	契約金額×3% 30万円	
		多世代世帯 ^{※2} に該当	契約金額×1% 10万円	
		子育て世帯 ^{※3} に該当	1人	契約金額×1% 10万円
			2人	契約金額×2% 20万円
			3人	契約金額×3% 30万円
	4人以上		契約金額×4% 40万円	
市内業者の利用による住宅の取得	契約金額×1% 10万円			

☆市内在住の方（対象要件の全て該当で 最高70万円）

補助対象経費	区分		補助上限額	
住宅（新築、改築 ^{※1} 、 建売住宅及び中古住宅）の取得	基本額		契約金額×1% 10万円	
	加算額	多世代世帯 ^{※2} に該当	契約金額×1% 10万円	
		子育て世帯 ^{※3} に該当	1人	契約金額×1% 10万円
			2人	契約金額×2% 20万円
			3人	契約金額×3% 30万円
			4人以上	契約金額×4% 40万円
市内業者の利用による住宅の取得	契約金額×1% 10万円			

※1 全面改築のみ該当

※2 親と子と孫が同居する世帯

※3 15歳以下の子が同居する世帯

※詳細な手続き等の内容につきましては、
お問い合わせください。

問合せ先

阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係

代表電話番号 0250-62-2510

直通電話番号 0250-61-2480